

新宿区

介護保険住宅改修の手続きについて

～施工業者の皆様へ～

介護保険住宅改修は、手すりの取り付けや段差解消などが対象となります。また、住宅改修費の支給は、国の告示等に基づき、新宿区が被保険者の身体状況や日常生活上の動線（動作）、住宅の状況等から改修の必要性が認められた場合に行われます。

基本条件

要介護1～5、要支援1・2の認定を受けた被保険者の方で、住民登録をしている住宅において自立した日常生活を送るための支援として、住宅改修が必要であること。

住宅改修の種類

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差の解消（住宅への固定する工事が伴う場合はスロープ、踏み台の設置も対象となる）
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更（畳からフローリングへの変更など）
- (4) 引き戸等への扉の取替え（ドアノブをレバー、開き戸から折れ戸への変更なども対象）
- (5) 洋式便器等への便器の取替え（既存の洋式トイレにウォッシュレット機能を付加する工事は対象外）
- (6) (1)～(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

支給限度基準額

要介護状態に関係なく、**20万円**。保険給付は負担割合証に記載の負担割合が「1割負担の方は18万円」、「2割負担の方は16万円」、「3割負担の方は14万円」で、原則1回限りです。20万円までであれば、分割して改修できます。

また、要介護状態が著しく高くなった場合や、転居した場合は例外があります。

※平成30年8月1日より「利用者負担3割」が導入されます。65歳以上の方で、平成30年8月1日以後に工事完成見込みの住宅改修をされる場合は、被保険者の負担割合が「1割」「2割」または「3割」となりますので、**必ず工事前に介護保険負担割合証を確認し、被保険者と施工業者との間で被保険者の負担額を確認してください。**

支給方法

支給方法は以下の2つから選択できます。

1. 償還払い

被保険者の方が、住宅改修費用を一旦全額施工業者に支払った後、区に申請することで保険給付に係る費用「9割」「8割」または「7割」の払い戻しを受ける方法をいいます。

2. 受領委任払い

被保険者の方が、住宅改修費用の「1割」「2割」または「3割」を施工業者へ支払い、保険給付に係る費用「9割」「8割」または「7割」の受領に関する権限を当該事業者へ委任することにより、区から直接受任施工業者へ費用の「9割」「8割」または「7割」を支給する方法をいいます。

この方法を選択すると、被保険者は初めから対象費用の「1割」「2割」または「3割」の負担で済みます。

手続き

(1) 事前相談

※工事着工前に担当のケアマネジャー等との住宅改修の事前相談が必要です。

住宅改修をご検討されている被保険者、工事を請けた施工業者は、まず、担当のケアマネジャーに相談してください。担当のケアマネジャーがいない場合は、お近くの**高齢者総合相談センター**等にご相談ください。被保険者、ケアマネジャー等と打合せ後、事前申請してください。なお、被保険者証・負担割合証・過去の介護保険住宅改修履歴もあわせて確認してください。

(2) 事前申請（住宅改修費の支給決定ではありません。工事内容が介護保険の給付対象であるかの審査です）

介護保険課給付係に、工事前の事前申請が必要です。事前申請をしないで工事を行った場合は、介護保険住宅改修費の支給は受けられません。（申請書の提出はケアマネジャーや施工業者も代行できます）

以下の書類を介護保険課給付係へ提出します。

①介護保険住宅改修費支給申請書

※平成30年8月からの申請書様式変更について（別紙【案】のとおり）

・要介護度、認定有効期間、負担割合の記入欄を追加します。

②介護保険住宅改修費受領委任払同意書（※受領委任払いの場合のみ必要）

③住宅改修を必要とする理由書（ケアマネジャー等の有資格者が作成したもの）

※理由書作成者は必ず被保険者宅に訪問し、現在の生活動線（動作）を確認して、住宅改修により今後の生活動線にどのような期待効果があるかを記入してください。

※住環境コーディネーターが作成する場合はケアマネジャー等からも被保険者の身体状況等の情報を確認してください。

④**工事費見積書**（改修工事に係る材料費、工賃、諸経費等について記入）

※「手すり取り付け工事一式」ではなく手すりのメーカー・型番・サイズ・数量・付属部品・工賃等を詳細に記入し、明確に把握できるようにしてください。

※国が「複数の住宅改修業者から見積もりを取るよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が利用者に説明する」といった取組を進めることから、被保険者から見積もりの作成依頼が増加するかもしれませんが、ご協力をお願いします。

⑤**改修予定(施工前)箇所の写真**（撮影日の入っているもの）

※段差解消や手すりの高さ変更の場合は、段差や手すりにスケールをあてて高さの分かる写真が必要です。

⑥**施工前と施工後の状態がわかる書類等**（生活動線がわかる平面図・立面図・断面図等）

⑦**賃貸人・管理会社等の承諾書**（被保険者所有の住宅や被保険者と住宅所有者が親族関係にあり、かつ同一住所の場合は不要）

(3) 工事着工

介護保険課給付係で事前申請書類を審査した後、工事内容及び価格が妥当と判断した場合、被保険者あてに「住宅改修費事前申請確認書」を郵送します。被保険者から必ず記載内容の全項目を確認した上で、着工してください。備考欄には給付残額等が記載してありますので特にご注意ください。確認書が届く前に着工した場合、保険給付できません。住宅改修の内容が申請時と変わる場合は、着工前に必ず給付係へご相談ください。

(4) 事後申請

工事終了後、介護保険課給付係に以下の書類を提出します。

①**領収証**（償還払いは費用全額、受領委任払いは被保険者の負担割合に基づいた利用者負担額）

※超過負担額や介護保険住宅改修の対象外工事を含む場合は内訳を記載してください。

※必ず被保険者本人宛の領収証の原本。姓のみや家族名の領収証は不可。

②**改修(施工後)箇所の写真**（撮影日の入っているもの）

※施工前の写真と比較できるように同じアングルで撮影してください。写真の撮影範囲が広範囲になる場合は、複数枚に分割して撮影してください。

※段差解消や手すりの高さ変更の場合は、段差や手すりにスケールをあてて高さの分かる写真が必要です。

※事後申請の締切日は毎月15日及び月末となります。

（但し、土・日・祝日にあたる場合はその前日となります。）

(5) 審査・支払い

介護保険課給付係が書類を審査後、締切日から約1か月後に被保険者あてに決定通知書を送付し、指定口座に介護保険住宅改修費を振り込みます。なお、受領委任払いの場合は施工業者に「介護保険給付費（受領委任払い分）口座振込確認書」を送付し、指定口座に介護保険住宅改修費を振り込みます。

(6) その他

新宿区では住宅改修の支給に関して必要と認めるときは、介護保険法第45条第8項、第57条8項の規定により、住宅改修を行う者又は住宅改修を行った者に対して、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、関係者への出頭を求め、又は事業所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させていただく場合があります。

お願い

- 介護保険の住宅改修は、給付対象となる改修の項目が限定されています。保険給付の対象となるかどうか判断が難しい改修工事がある場合は、トラブルの発生を未然に防ぐため、介護保険課給付係までご相談ください。
- 改修にあたり、被保険者・家族・ケアマネジャー等を交えて十分に打ち合わせを行ってください。
- 事前申請は、工事内容の適正審査のため、**申請書類の不備がないよう**確認の上、工事予定日の**7日以上前（土・日・祝日を除く）**までに行ってください。
- 申請者欄（太枠内）は本人が記載する欄です。申請者欄（太枠内）を誤字等で訂正する場合は、本人の訂正印が必要となります。捨印があれば、区で訂正可能です。
- 書類不備の内容によっては、来庁して頂き説明や訂正をお願いすることがあります。また、確認書の送付が遅れる場合もあります。予めご了承ください。

～これまでにあった事例～

○金銭トラブル

- ・利用者負担分の説明がないまま契約してしまい、金銭トラブルになった。
- ・見積りの時より実際にかかった金額のほうが高くなってしまい、その説明が不十分であったためトラブルになった。

○手続き・書類不備

- ・事前申請確認書が届く前に工事してしまったため、確認書に記載されている残額を確認できず、利用者負担分が当初より高くなってしまった。
- ・負担割合証を確認しなかったため、利用者負担分を誤ってしまった。
- ・図面、見積書に被保険者の住所とは異なる住所が記載されていた。
- ・申請書、受領委任払同意書に印鑑だけ押すように説明された。

受領委任払いの注意点

介護保険での住宅改修費の支給は、工事終了後、被保険者が一旦費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付費分（9割、8割または7割）の支払いを受けるという、いわゆる「償還払い」を原則としています。

「受領委任払い」は、住宅改修費の支払いを初めから1割、2割、または3割で済むようにすることで、被保険者の一時的な負担を軽減するための制度です。

残りの保険給付費分については、被保険者の同意に基づき、新宿区から登録を受けた受領委任払登録事業所に直接支払います。なお、「償還払い」については、従来どおりご利用いただけます。

1 事業所登録の要件

受領委任払いは、次の要件を満たす事業所が登録できます。

- (1) 過去1年以内に介護保険における住宅改修の対象工事を行っていること。
- (2) 介護保険における住宅改修の対象工事内容について、十分な知識があること。

2 利用者の制限

次の方は、受領委任払いの利用ができませんのでご注意ください。

ただし、(2)、(3)については個々の状況により、利用できる場合がありますので予めご相談ください。

- (1) 給付制限を受けている方
- (2) 要介護認定の申請中（新規申請・変更申請・更新申請）であるため要介護度が決定していない方
- (3) 入院または入所中の方

※事前申請後に上記(1)～(3)に該当した場合、受領委任払いが適用できないことがあります。

3 介護保険対象分の利用者負担額の算出に当たっての留意事項

- 1円未満の端数は切り上げます。

例1：改修費用の額が133,333円の場合（利用者負担割合1割の方のケース）
利用者負担額＝133,333円×1/10＝13,333.3円≒13,334円
（1円未満の端数切り上げ）

- 住宅改修を行うことにより、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の額が支給限度基準額（20 万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に 10 分の 1 を乗じた額と基準額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。

例 2：既に 133,333 円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000 円の住宅改修を行う場合（利用者負担割合 1 割の方のケース）

（支給限度基準額内の改修費用残額）

$$= 200,000 \text{ 円} - 133,333 \text{ 円} = 66,667 \text{ 円 (A)}$$

（支給限度基準額を超える改修費用額）

$$= 90,000 \text{ 円} - 66,667 \text{ 円} = 23,333 \text{ 円 (B)}$$

$$\text{利用者負担額} = 66,667 \text{ 円 (A)} \times 1/10 + 23,333 \text{ 円 (B)}$$

$$(66,667 \text{ 円 (A)} \times 1/10 = 6,666.7 \text{ 円} \div 6,667 \text{ 円 (C)})$$

（1 円未満の端数切り上げ）

$$\underline{23,333 \text{ 円 (B)} + 6,667 \text{ 円 (C)} = 30,000 \text{ 円}}$$

※ 基準限度額を超える改修費用額（B）は、住宅改修費支給対象とはなりません。

※ 介護保険対象額の 1 割分（6,667 円）と支給限度基準額を超える改修費用額（23,333 円）を利用者から受け取ることになるので、領収証にはその合計金額である 30,000 円（B+C）を記載してください。

4 領収証の取り扱いについて

[前記例 2 による領収証の記載例]

領 収 証	
平成〇年〇月〇日	
新宿 太郎 様	
金額	¥ 30,000 円
ただし、 <u>トイレ手すりの取り付け及び廊下の段差解消工事（90,000 円）の利用者負担額 6,667 円・超過負担額 23,333 円</u> として	
上記のとおり領収しました。	
(所在地)	
(事業所・代表者名)	
印	

※介護保険対象額を超過する場合や、介護保険対象外工事により別途費用徴収する場合は、必ず、ただし書きで内訳が分かるように明記してください。

5 その他

新宿区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払いによる支給要綱もご確認ください。

(1) 届け出内容の変更{要綱第5条第1項}

登録事業者は、事業所の名称、所在地その他登録時における届出の内容に変更があったときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書（第4号様式）により区長に届け出なければならない。

(2) 登録の辞退等{要綱第5条第2項}

登録事業者は、住宅改修の事業を廃止し、休止し、若しくは再開し、又は登録を辞退するときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書（第5号様式）により区長に届け出なければならない。

(3) 事業者の登録の取消 {要綱第8条第1項・第2項・第3項}

区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- ①偽りその他不正な手段により登録を受けたとき又は住宅改修費の請求を行ったとき。
- ②登録事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の身体、財産等に損害を与えたとき。
- ③その他区長が相当と認めるとき。

→具体的には事前及び事後申請手続きにおいて区が再三、改善を求めたにもかかわらず、適切な手続きが実施されないなど

区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録取消通知書（第6号様式）により当該事業者に通知するものとする。

【問い合わせ先】
新宿区福祉部介護保険課給付係
電話 03-5273-4176